ハ　保安活動の実施
ニ　保安活動の評価
ホ　保安活動の改善

第四条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第四条第四項中「、副本二通」を削る。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第五条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第五条第三項中「、副本二通」を削る。

第八条第一号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同条第三号中「建物、」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第九条の二中「並びに」を「及び」に、「前条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号までに掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の四号を加える。

一　非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。）の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

第九条の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第十五条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十条の二中「第九条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号まで並びに第二十二条第二号に掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の五号を加える。

一　非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五　廃棄物管理施設における火災を防止する能力その他の性能の確認検査

第二十条の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十三条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により廃棄物管理の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「合併の日」の下に「又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第二十三条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第二十三条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十四条中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十六条第一項の表第二号イ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表第十一号を同表第十二号とし、同表第十号を同表第十一号とし、同表第九号中「第三十三条の二に」を「第三十三条の三に」に改め、同号ロ及びハ中「第三十三条の二第二項第一号」を「第三十三条の三第二項第一号」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の一号を加える。

九	第三十三条の二の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	
	イ　第三十三条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度
	ロ　第三十三条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度
	ハ　第三十三条の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度

第七項に定める期間	
第七項に定める期間	
第七項に定める期間	